

○国土交通省令第五十八号
船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

船舶設備規程の一部を改正する省令

船舶設備規程(昭和九年通信省令第六号)の一部を次のように改正する。

第一百十条第一項中「であつて総トン数五〇〇トン以上のもの」を「総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。」に改める。

第一百一条中「船員室等」を「遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶(総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。)の船員室等」に、「は」次表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める数値を「(以下この条において「船員室等の高さ」といふ)は、一・〇三メートル」に改め、ただし書及び表を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定する船舶以外の船舶の船員室等の高さは、一・八メートル以上でなければならぬ。

3 管海官庁が船舶の構造、航海の態様等を考慮してやむを得ないと認める場合における当該船舶の船員室等の高さについては、前二項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによるものとする。

第一百十五条の二第一項中「五〇〇トン」を「二〇〇トン」に、「従事する旅客船以外のもの」を「従事しないもの、二時間限定沿海船」に改める。

第一百十五条の三第一項中「であつて総トン数五〇〇トン以上のもの」を「総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの、二時間限定沿海船及び」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(冷房装置)

第一百十五条の三の二 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶(総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの、二時間限定沿海船及び係留船を除く。)には、船員室、食堂、事務室、休憩室、診療室、病室、無線電信室、船橋及び機関制御室を有効に冷房できる空気調和装置又はこれに類似した装置を設けなければならない。

2 前項に規定する船舶以外の船舶には、同項に規定する場所を冷房できる適当な装置を設けなければならない。

第一百十五条の四の二を第一百十五条の四の三とし、第一百十五条の四の四の次に次の二条を加える。
(照明装置)

第一百十五条の四の二 船員室等、船橋及び機関制御室には、照明装置を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造、航海の態様等を考慮してさしつかえないと認める場合は、この限りでない。

第二編第四章第一節中第一百十五条の六の前に次の二条を加える。
(船員室の広さ)

第一百十五条の五の二 遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする旅客船(総トン数二〇〇トン未満の船舶であつて国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。)の船長及び職員(船員法(昭和二十二年法律第二号))第三条に規定する職員をいう。以下同じ。)の船員室の床面積は、次表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に定める数値以上でなければならない。

| 区分 | 船員室の床面積(平方メートル) |
|--|-----------------|
| 甲板部、機関部、無線部、事務部その他の各部の最上位に ある職員(以下「各部の最上位職員」という)以外の職員 | 七・五 |
| 船長及び各部の最上位職員 | 八・五 |

